

項番	掲載場所	改定前	改定後
1	表題	パソコンバンクWeb21 パーフェクト口座照会サービスに関する利用規定（2020年3月改定）	Web21 パーフェクト口座照会サービスに関する利用規定（2024年6月改定）
2	前文	株式会社三井住友銀行（以下、「当行」といいます）が提供する「三井住友銀行のパソコンバンクWeb21」（以下、「パソコンバンクWeb21」といいます）の契約者（以下、「契約者」といいます）がパーフェクト口座照会サービス（後記1. に定義します）のサービス提供を受ける際には、当行と契約者との間に以下の規定が適用されるものとします。 なお、本規定に定義のない用語の定義及び本規定に定めのない事項については、「パソコンバンクWeb21利用規定」、「三井住友の入金照会サービス“パーフェクト”」（以下、「パーフェクト」といいます）にかかる「三井住友の入金照会サービス“パーフェクト”取扱規定」、及びこれらに付随する規定により取扱うものとします。	株式会社三井住友銀行（以下、「当行」といいます）が提供する「三井住友銀行のWeb21」（以下、「Web21」といいます）の契約者（以下、「契約者」といいます）がパーフェクト口座照会サービス（後記1. に定義します）のサービス提供を受ける際には、当行と契約者との間に以下の規定が適用されるものとします。 なお、本規定に定義のない用語の定義及び本規定に定めのない事項については、「Web21利用規定」、「三井住友の入金照会サービス“パーフェクト”」（以下、「パーフェクト」といいます）にかかる「三井住友の入金照会サービス“パーフェクト”取扱規定」、及びこれらに付随する規定により取扱うものとします。
3	1. サービス内容	①パーフェクト口座照会サービス（以下、「本サービス」といいます）とは、契約者が、予め当行所定の方法により、特定の利用者ID（以下、「特定利用者ID」といいます）につき、契約者が当行と別途契約するパーフェクトにおける一つ又は複数の特定の被振込専用口座（以下、「特定被振込専用口座」といいます）を指定することにより、特定利用者IDにてパソコンバンクWeb21の取引口座照会サービス（以下、「取引口座照会サービス」といいます）を利用する場合には、取引口座照会サービスご利用口座（以下、「サービス利用口座」といいます）のうち、特定被振込専用口座にかかる振込入金明細のみ照会可能とするサービスをいうものとします。 ②本サービスの利用のためには、パーフェクトにおける入金指定口座が、取引口座照会サービスご利用口座として登録されている必要があります。 ③本サービスを利用する場合、パソコンバンクWeb21利用規定第4条(1)①の定めにかかわらず、特定利用者IDにて取引口座照会サービスを利用する場合、残高照会等、特定被振込専用口座にかかる振込入金明細照会以外のサービス利用口座の口座情報は照会できません。この場合、取引口座照会サービスにて、振込入金明細照会以外の口座情報の照会を再度可能とするためには、契約者は、当行所定の方法により、特定利用者IDにかかる特定被振込専用口座の指定を解除する手続きをとる必要があります。 ④本サービスで利用可能な特定利用者ID数は、パソコンバンクWeb21一契約につき、200個までとします。	①パーフェクト口座照会サービス（以下、「本サービス」といいます）とは、契約者が、予め当行所定の方法により、特定の利用者ID（以下、「特定利用者ID」といいます）につき、契約者が当行と別途契約するパーフェクトにおける一つ又は複数の特定の被振込専用口座（以下、「特定被振込専用口座」といいます）を指定することにより、特定利用者IDにてWeb21の取引口座照会サービス（以下、「取引口座照会サービス」といいます）を利用する場合には、取引口座照会サービスご利用口座（以下、「サービス利用口座」といいます）のうち、特定被振込専用口座にかかる振込入金明細のみ照会可能とするサービスをいうものとします。 ②本サービスの利用のためには、パーフェクトにおける入金指定口座が、取引口座照会サービスご利用口座として登録されている必要があります。 ③本サービスを利用する場合、Web21利用規定第4条(1)①の定めにかかわらず、特定利用者IDにて取引口座照会サービスを利用する場合、残高照会等、特定被振込専用口座にかかる振込入金明細照会以外のサービス利用口座の口座情報は照会できません。この場合、取引口座照会サービスにて、振込入金明細照会以外の口座情報の照会を再度可能とするためには、契約者は、当行所定の方法により、特定利用者IDにかかる特定被振込専用口座の指定を解除する手続きをとる必要があります。 ④本サービスで利用可能な特定利用者ID数は、Web21一契約につき、200個までとします。
4	2. 本サービスの申込	本サービスの申込にあたっては、予めパソコンバンクWeb21及びパーフェクトの申込を行なう必要がある他、本申込書による申し込みが必要です。	本サービスの申込にあたっては、予めWeb21及びパーフェクトの申込を行なう必要がある他、本申込書による申し込みが必要です。
5	3. 手数料	本サービスの利用にあたっては、当行所定の契約料及び月額利用手数料、並びに各々にかかる消費税が別途必要となります。この場合、当行は契約料及び月額利用手数料、並びに各々にかかる消費税をパソコンバンクWeb21利用規定1.（5）に従い、「E B 手数料決済口座」から当行所定の日に自動的に引落します。	本サービスの利用にあたっては、当行所定の契約料及び月額利用手数料、並びに各々にかかる消費税が別途必要となります。この場合、当行は契約料及び月額利用手数料、並びに各々にかかる消費税をWeb21利用規定1.（5）に従い、「E B 手数料決済口座」から当行所定の日に自動的に引落します。
6	4. 解約	本サービスの解約等については、パソコンバンクWeb21利用規定7. が準用されるものとします。また、これにかかわらず、契約者と当行との間のパソコンバンクWeb21に関する契約が解約等により終了した場合、または、契約者と当行との間のパーフェクトに関する契約が解約等により終了した場合は、本規定に関する契約も解約により終了するものとします。	本サービスの解約等については、Web21利用規定7. が準用されるものとします。また、これにかかわらず、契約者と当行との間のWeb21に関する契約が解約等により終了した場合、または、契約者と当行との間のパーフェクトに関する契約が解約等により終了した場合は、本規定に関する契約も解約により終了するものとします。